

野焼き火災に注意！



野焼き・たき火等による火災が**多発しています！**

野焼き等は一部の場合※を除き法律で**禁止**されています。

※農業等を営むための焼却、軽微なたき火等

また、多発する林野火災を受け、林野火災警報の発令等、火災予防条例の改正が行われました。(詳細は裏面参照)

野焼き・たき火などを実施する場合は

「け・し・た・か・い(消したかい!!)」

に注意し、火災を防ぎましょう



け

消すまで離れない

し

消火する道具を準備する

た

たくさんの量を燃やさない

か

風が強い時、乾燥時は燃やさない

い

衣服に火が付かないようにする

消防署へ「火災とまぎらわしい届出書」の提出をお願いします。

実施する時は、届出を事前に提出してもらうことで、誤報の防止や火災が発生した場合に消火活動上必要な情報として使用します。野焼きについて**許可するものではありません**のでご注意ください。

※許可の可否についてはお住まいの市町村にお尋ねください。

<問い合わせ先> 上益城消防組合消防本部

予防指導課 096-282-1963

上益城消防署 096-282-1955

山都消防署 0967-72-1610



林野火災警報等

については

こちらのQRコード

もご参考に



林野火災防止のため火災予防条例を改正しました

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を踏まえ、令和8年1月1日から火災予防条例の一部が改正されました。

主な改正内容

1 「林野火災に関する注意報」の新設

※雨が降らなかつたり、空気が乾燥しているなど、山火事が発生しやすい状態になったときに「**林野火災注意報**」を発令します。

2 「林野火災に関する警報」発令の新設

※上記「林野火災注意報」の発令時または発令中に、強風注意報が発表されているときに、「**林野火災警報**」を発令します。

3 「発令の対象期間」について

※空気が乾燥しやすく、山火事が発生しやすい1月から5月の期間を対象となります。

4 「林野火災警報」発令中における「火の使用制限」について

※警報の発令中は、山間部およびその周辺の屋外で**たき火や火入れ等が禁止**となります。

【禁止の例】



5 発令のお知らせ

※「林野火災注意報」や「林野火災警報」が発令されたときは、上益城消防本部のホームページや防災無線等でお知らせする予定です。

注意！

上記に違反した者には、**30万円以下の罰金または拘留に処される場合があります**。地域の皆様、林野火災の予防にご協力をお願いします。

※林野火災注意報・警報に関するお問い合わせは

上益城消防本部 予防指導課まで (TEL:096-282-1963)